

朝日村こども計画の変更について（案）

1 変更の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、令和8年4月1日より、地域型保育事業として「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設されることとなりました。

また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部も改正され、同じく令和8年4月1日より、「乳児等のための支援給付」が創設されることとなりました。

これらの法改正に伴い、子ども・子育て支援法第61条第2項に定める市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項についても、新たに項目が追加されたことから、今般、朝日村こども計画（以下「本計画」という。）の一部を変更するものです。

なお、本変更においては、法改正による新規項目の追加に加え、妊婦等包括相談支援事業についても新たに記載するとともに、これまで利用見込みがないため記載していなかった事業についても、計画の透明性を確保する観点から「利用見込みなし」として明示することとしました。

2 変更の内容

「第5章 子ども・子育て支援事業の量の確保方策」の内容について、次のとおり変更します。

（1）満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う変更

現行計画においては、区域、施設、量と確保方策という段階的な整理を示しているが、各給付・事業の位置付けや内容を明確にするため、次のとおり変更します。

ア 保育提供区域の設定に係る項目の整理 [本計画42ページ]

「1. 保育の量の見込みと確保方策」に記載している「（1）保育提供区域の設定」について、独立した項目として整理するため削除し、新たに「1. 保育提供区域の設定」として記載します。

イ 保育の量の見込みに係る項目構成の変更 [本計画42-43ページ]

①「1. 保育の量の見込みと確保方策」を「2.」とし、「（1）事業内容」の項目を追加し、同項目内に「① 国の定める施設・事業の概要」「② 朝日村における保育を提供する施設」を記載します。なお、①については別記1の内容を記載し、②については

当村の実施事業を明確にするため、「本村では、保育所としてあさひ保育園を運営しています。」と記載します。

②「(2)」として、現行計画の「(3)」を置換えます。

ウ 保育の量の見込みと確保方策等の考え方の整理 [本計画 42-43 ページ]

保育の確保方策について、国の施設・事業を追加したことに伴い、本村の保育の量の見込みと確保方策の対応関係を計画上より明確にするため、本紙(1)のイにて置換えた(2)に、「その際、必要に応じて近隣市町村と連携した広域的な利用を含めた確保を行います。」と追記します。

また、認定区分に基づく整理が分かりやすくなるよう、①1号認定に「(教育認定)」を、②2号認定「(保育認定)」をそれぞれ追記し、各表に記載されている「教育のみ」、「保育のみ」を削除します。

(2) 乳児等のための支援給付の創設に伴う変更

乳児等のための支援給付の創設に伴い、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、これまでの「地域子ども・子育て支援事業」から「乳児等のための支援給付」として位置づけられたことを踏まえ、次のとおり変更します。

ア 乳児等のための支援給付としての乳児等通園支援の量の見込みと確保方策の追加について [本計画 44 ページ]

第5章「2. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」を「4.」とし、別記2のとおり、「3.」として乳児等通園支援の量の見込みと確保方策を定めることとします。

イ 地域子ども・子育て支援事業としての乳児等通園支援事業の削除について [本計画 49 ページ]

乳児等通園支援事業が「乳児等のための支援給付」として位置付けられることに伴い、現行計画に位置付けられている「⑭ こども誰でも通園制度」について削除します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の追加 [本計画49ページ]

妊娠期から出産、子育て期に至るまで、妊婦やその家族に対し継続的な相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」について、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられたことに伴い、「4. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の⑭として別記3の項目を追加します。

また、現在利用見込み等無いため記載されていなかった事業について、各事業の実施状況や今後の方針を計画上明確に示すため、下記の項目を追加します。

- ① 「⑯ 子育て世帯訪問支援事業【新規】」の項目を追加し、現時点では利用の見込みや実施予定はないものの、今後の村内の状況を把握しながら実施を検討する旨を記載します。
- ② 「⑯ 児童育成支援拠点事業【新規】」の項目を追加し、現時点では利用の見込みや実施予定はないものの、今後の村内の状況を把握しながら実施を検討する旨を記載します。
- ③ 「⑯ 親子関係形成支援事業【新規】」の項目を追加し、現時点では利用の見込みや実施予定はないものの、今後の村内の状況を把握しながら実施を検討する旨を記載します。
- ④ 「⑯ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」の項目を追加し、本村では、あさひ保育園における保育の提供体制により、今後の見込みについても対応可能な体制を整備できると考えられ、今後については、村内の状況を把握しながら実施を検討する旨を記載します。

別記1

特定教育 ・保育施設	幼稚園	すべての3～5歳児を対象として、幼児教育を行う施設
	保育所	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	認定こども園	幼稚園・保育所の機能を併せ持つ施設
地域型保育事業	小規模保育事業	小規模保育事業 6～19人の0～2歳児を対象に保育を行う事業
	満三歳以上限定 小規模保育事業	6～19人の3～5歳児を対象に保育を行う事業
	家庭的保育事業	0～2歳児の5人以下の少人数を対象に、保育者の居宅等において保育を行う事業
	事業所内保育事業	企業が設置し、主に従業員のこどもへの保育を行う事業
	居宅訪問型保育事業	訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業

3. 乳児等通園支援の量の見込みと確保方策

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用枠の中で就労要件を問わずに通園できる新たな通園制度です。

(人日／年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳6ヶ月～2歳児	量の見込み		900	960	960	900
	確保方策		900	960	960	900

本村では、令和8年度より新たに実施する事業です。人口推計や保護者アンケートで把握したニーズを踏まえて、0歳児のうちの5割、1・2歳児のうち1割の利用を見込みます。2時間×5日で、ひと月一人5日分として概ねの見込量を計算しています。

乳児等通園支援事業の実施にあたっては、現時点では本村の保育提供体制を活用し、教育・保育への円滑な接続が図られるよう教育・保育と一体的に提供することを基本とします。

なお、今後の利用ニーズや事業者の参入意向、制度の動向等を踏まえ、必要に応じて実施体制のあり方について検討していきます。

別記3

⑭ 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産、子育て期に至るまで、妊婦やその家族に対し、継続的な相談支援を行う事業です。

(単位:回／年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	58	56	56	54	52
確保方策	58	56	56	54	52

本村では、人口推計から算出した出生予定の人数を元に妊娠届出時の面談等の回数を見込んでいます。

面談等を通じて、個々の状況に応じた情報提供や支援につなぐとともに、必要に応じて関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。